

新たな外国人材受入れ制度（受入れ機関用） （海外から採用するケース）

<別紙1の1>

外国人

受入れ機関

国外試験（技能・日本語）に合格した外国人
又は
技能実習2号を修了した外国人（帰国済み）

労働、社会保険、租税関係法令を遵守していること
1年以内に非自発的離職者や行方不明者を発生させていないこと
5年以内に出入国・労働法令違反がないこと 等

登録支援機関に
支援の全部の実
施を委託する場
合

特定技能雇用契約の締結

- ・ 報酬額が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であること
- ・ 一時帰国を希望した場合、休暇を取得させること
- ・ 報酬、福利厚生施設の利用等の待遇で差別的取扱いをしていないこと 等

登録支援機関と委託契約の締結

(注) 受入れ機関のみで下記の1号特定技能外国人支援の全部を実施することが困難である場合、同支援の全部の実施を登録支援機関に委託可能

- ・ (契約締結前後に) 受入れ機関等が実施する事前ガイダンス 等
- ・ 健康診断の受診

受入れ機関が自ら支援の全部を実施する場合

1号特定技能外国人支援計画を策定

- <記載事項>
- ・ 職業生活上、日常生活上、社会生活上の支援（入国前の情報提供、住宅の確保等）
 - ・ 支援計画の全部を委託する場合は、その契約内容
 - ・ 支援責任者等

在留資格認定証明書交付申請（地方出入国在留管理局へ）

- <主な添付資料>
- ・ 受入れ機関の概要
 - ・ 特定技能雇用契約書の写し
 - ・ 1号特定技能外国人支援計画
 - ・ 日本語能力を証する資料
 - ・ 技能を証する資料 等

在留資格認定証明書受領

【各種支援】
生活オリエンテーション、生活のための日本語習得の支援、関係機関への同行支援、外国人からの相談・苦情対応、外国人と日本人との交流の促進に係る支援、転職する際にハローワークを利用する場合には、ハローワークは希望条件、技能水準、日本語能力等を把握し適切に職業相談・紹介を実施 等

【各種届出】 雇用契約の変更等、支援計画の変更、支援計画の実施状況 等

- <技能試験>
- ・ 特定産業分野の業務区分に対応する試験
- <日本語試験>
- ・ 国際交流基金日本語基礎テスト【国際交流基金】
 - ・ 日本語能力試験（N4以上）【国際交流基金】



受入れ機関から
外国人へ送付

在外公館に査証申請

査証受領

入国

就労開始

新たな外国人材受入れ制度（受入れ機関用） （国内在留者を採用するケース）

<別紙1の2>

外国人

受入れ機関

国内試験（技能・日本語）に合格した外国人
又は技能実習2号を修了した外国人（在留中）

労働，社会保険，租税関係法令を遵守していること
1年以内に非自発的離職者や行方不明者を発生させていないこと
5年以内に出入国・労働法令違反がないこと 等

登録支援機関に
支援の全部の実
施を委託する場
合

特定技能雇用契約の締結

- ・ 報酬額が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であること
- ・ 一時帰国を希望した場合，休暇を取得させること
- ・ 報酬，福利厚生施設の利用等の待遇で差別的取扱いをしていないこと 等

登録支援機関と委託契約の締結

（注）受入れ機関のみで下記の1号特定技能外国人支援の全部を実施することが困難である場合，同支援の全部の実施を登録支援機関に委託可能

- ・（契約締結前後に）受入れ機関等が実施する事前ガイダンス 等
- ・ 健康診断の受診

受入れ機関が自ら支援の全部を
実施する場合

< 技能試験 >

- ・ 特定産業分野の業務区分に対応する試験

< 日本語試験 >

- ・ 日本語能力試験（N4以上）

【日本国際教育支援協会】

1号特定技能外国人支援計画を策定

< 記載事項 >

- ・ 職業生活上，日常生活上，社会生活上の支援（在留資格変更許可申請前の情報提供，住宅の確保等）
- ・ 支援計画の全部を委託する場合は，その契約内容
- ・ 支援責任者等

在留資格変更許可申請（地方出入国在留管理局へ）

< 主な添付資料 >

- ・ 受入れ機関の概要
- ・ 特定技能雇用契約書の写し
- ・ 1号特定技能外国人支援計画
- ・ 日本語能力を証する資料
- ・ 技能を証する資料 等

- ・ 原則は外国人本人による申請
- ・ 受入れ機関の職員は，地方局長に申請等取次者として承認を受けた場合，申請を取り次ぐことが可能

在留資格「特定技能1号」
へ在留資格変更

【各種支援】

生活オリエンテーション，生活のための日本語習得の支援，関係機関への同行支援，外国人からの相談・苦情対応，外国人と日本人との交流の促進に係る支援，転職する際にハローワークを利用する場合には，ハローワークは希望条件，技能水準，日本語能力等を把握し適切に職業相談・紹介を実施 等

就労開始

【各種届出】 雇用契約の変更等，支援計画の変更，支援計画の実施状況 等

